

《平成22年12月14日午後1時30分 苫小牧市役所9階議会大会議室にて開催》

★開会

苫小牧市公営企業調査審議会開会（委員20名中12名出席。条例による審議会開催の定足数を満たしている。）

★会長挨拶

みなさんこんにちは。本日は時節柄大変お忙しいところ、ご参集いただきまして、心からお礼を申し上げたいと思います。8月に水道料金体系の見直しについて諮問があり、8月から9月にかけて4回審議をしまして、9月28日に答申を行いました。その後の経過を新聞等で拝見しておりますと、作業が順調に進み、水道事業の条例の一部改正案が12月の議会に提出され、継続審議の扱いになっております。このあたりの顛末につきましては、後ほど、水道部長さんからお話があると思います。

いずれにしましても、水道事業、バス事業は、私達の毎日の暮らしに直接関わるライフラインと呼ばれるものですから、市民の皆さん大変関心の深いものがございます。

今日は、諮問はございませんが、各企業の概要中心にご説明をいただきたいと思います。

ちなみに、私どもの任期は来年の7月31日までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

★市担当部長紹介（総合政策部【事務局】、上下水道部、交通部）

★各事業概要説明

【松原会長】

それでは、早速議案に入ります。本日は諮問事項はございませんので、公営企業事業3つの会計につきまして、概要の説明をいただき、その後、一括してご質問をお受けしたいと考えております。

それでは、水道事業から説明をお受けします。

水道事業の概要説明

【上下水道部長】

委員の皆様には、日頃から水道事業及び下水道事業に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、水道料金体系見直しに伴う計4回に渡る審議会におきましても、お骨折りをいただき重ねてお礼申し上げます。料金の改定につきましては、11月にパブリックコメントを行い、そのパブリックコメントを踏まえ、12月の定例会に提案をしております。重要案件となりますことから、引続きご審議をいただいております。

それでは、最初に水道事業概要につきまして、お手元の冊子「水道事業概要」で、説明させていただきます。

■事業の沿革について

初めての委員さんがおられますので、苫小牧市水道事業の沿革からご説明いたします。3ページ

をお開き願います。

各年の詳細につきましては省略させていただきますが、昭和27年に給水を開始して以来、昭和37年には第一次拡張事業、また昭和49年には第二次拡張事業に着手し、今日まで高丘浄水場、錦多峰浄水場及び両浄水場関連施設の整備を行うとともに、時代変化に沿いながら事務事業につきましても実施してまいりました。

平成19年度には、水道水の安全性やおいしさに対する利用者ニーズの多様化・高度化をはじめ、環境問題など、水道事業者を取り巻く状況は大きく変化しておりますことから、今後の水道事業の将来像や長期的な視点として、「水道ビジョン」を策定しております。

結果として、昭和27年の給水開始以来58年間で給水普及率も、行政区域内で99.1%、給水区域内では99.9%（平成21年度末）まで伸びております。

また、平成21年度からは国費を導入した老朽管更新事業、緊急貯水槽事業を開始しており、管路の耐震性向上及び災害時の飲料水確保など災害対策にも力を注いできております。

■事業認可の内容について

次に8ページをお開き願います。これまでの事業認可内容の変遷でございます。

現在は、目標年次を平成26年度に定め、計画人口18万2千人で、1日最大給水量8万500m³の給水が可能となる事業を展開しているところでございます。

■組織について

次に11ページでございますが、上下水道部の組織については、平成19年に水道、下水道を統合いたしまして、上下水道部として現在1部11課19係とし、この中には、2か所の浄水場と3か所の下水処理センターがあり、職員数は、本年4月現在で161名となっております。両事業が一体となったことで、事業の効率化と経費削減をはじめ、サービスの向上が図られるものと思っております。

■水道施設とその能力について

次に15ページをご説明いたします。水道施設とその能力でございます。

水道施設系統につきましては、高丘系と錦多峰系の2経路となっておりますが、高丘系は幌内川と勇払川、錦多峰系は錦多峰川で、合わせて3河川からの取水となっております。

また、施設能力は、下段の表となっておりますが、取水能力1日8万8,100m³、配水能力8万500m³でございます。

この他、非常用地下水源として、幌内と高丘に地下の取水場があり、2か所で1日1万2千m³の能力を有しております。

この水量は、市民一人当たり、1日約70ℓの水量となり、災害時には十分対応するものとなっております。

■緊急災害用の機材について

次に25ページの緊急災害用機材及び緊急貯水槽について、ご説明いたします。

日の出公園と錦多峰浄水場に貯蔵庫を備え、緊急時にはライフライン確保のために、給水タンク19台、ポリ容器3万4,080個、ポリ袋約1万袋などを保管しております。

また、災害時の飲料水確保対策として、緊急貯水槽の整備を進めており、現在中央第5地区（日の出公園）と東部第3地区（沼ノ端小学校）に合わせて100m³の飲料水を備えております。

更に今年度は、西部第4地区（泉野小学校）に100m³の貯水槽整備が完了しております。

■給水状況について

次に28ページをお開きください。給水状況についてご説明いたします。平成21年度実績で年間配水量はHの欄になりますが、1,812万4,446m³、1日最大配水量は、その下Iの欄で、5万6,777m³、1日平均配水量はJの欄で、4万9,656m³となっております。

浄水場の配水能力は、1日8万5000m³ですので、現状施設で十分対応できる状況となっております。

なお、N欄の有収水量は、水道料金の対象となった水量で、年間1,639万604m³でした。

■営業状況について

次に33ページをお開き願います。営業状況についてご説明いたします。

まず、(1)の平成21年度給水件数は、家事用7万4,374件、業務用5,954件、その他36件の合計8万364件で前年比281件の増となっております。

調定件数の割合としては、家事用92.5%、業務用及びその他で7.5%となっております。

(3)の収入状況では、平成21年度の調定額27億3,823万3千円に対しまして、収納額は、26億4,322万1千円で収納率は96.5%で前年比0.1ポイントの減となっております。

■平成21年度決算について

次に、38ページ以降の決算でございますが、平成21年度決算委員会が終了しておりますので、本日配布しております、お手元の「平成21年度水道事業会計決算の概要」でご説明いたします。

左側の「収益的収支」ですが、これは経営状況を表しておりますが、収入は水道料金や水道加入金など30億1,837万1千円、支出は、施設の維持管理や人件費、国からの借入金利息など26億2,171万5千円で、この差引から消費税を除いた純利益は3億4,620万5千円となっております。

次に右側の「資本的収支」では、これは設備投資を表しておりますが、収入は、国からの借入金など7億6,133万3千円で支出は配水管や施設整備費、国からの借入金の元金償還などで19億9,444万3千円となり、消費税を除いた収支差引きは、11億8,357万2千円の資金不足が生じております。なお、この資金不足を補う財源といたしまして、20年度の純利益3億1,294万8千円その他、内部留保資金で補っております。

以上の結果、平成22年度への繰越額は14億3,625万8千円となっております。

■おわりに

以上、簡単ではありますが、水道事業の概要をご説明申し上げました。近年の少子化や不安定な経済状況に伴う節水意識などにより収入増が見込めないことや、料金体系見直しに伴う減収、一方、老朽化した施設の整備が年々増加し、水道事業を取り巻く環境は一層厳しくなるものと思っております。

経営改善の一環として、コンビニエンスストアでの料金支払いや集金制度の廃止、更に上下水道部の統合など、事務事業の効率化に努めておりますが、今後も一層の経営効率化を図り、最小の費用で最大の効果を上げるよう職員一丸となり努力してまいり所存でございます。

水道事業に対する委員の皆様のご理解とご指導をお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

下水道事業の概要説明

【上下水道部長】

続いて、下水道事業の概要につきまして、お手元に配布いたしました「苫小牧市下水道事業概要」に沿ってご説明いたします。

■事業の沿革について

本市の下水道につきましては、昭和26年に事業計画に着手以来、現在まで59年が経過しており、市内中心部より始めた事業は、昭和34年に、現在の高砂下水処理センターとなる、当時の浜町処理場の運転を道内でもいち早く開始したのを皮切りに、その後の市勢発展に伴う人口の増加に対応すべく、昭和43年には西町処理場、さらには昭和54年に勇払処理場の運転を開始し、市民生活の快適な生活環境確保と安全・安心の確保に努めてまいりました。

市民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら積極的に事業を進めてきた結果、平成21年度末現在の行政人口に対する下水道普及率は98.8%と非常に高い数字になっております。

一方、近年におきましては、老朽化した下水道施設の改築・更新事業や浸水対策事業、公共用水域の環境保全を目的とした合流式下水道の改善事業を進めるとともに、地球温暖化防止や省エネ、省資源といった観点から着目されております。下水の処理工程で発生する資源の活用を図るため、自家発電設備の設置や汚泥の有効利用、また、「みずみち棒」といった汚泥処理における新技術の開発なども行ってまいりました。

■下水道の整備状況について

それでは、本編の7ページをお開き願います。こちらは、下水道の整備状況を記載しております。本市は、7ページの上の図で色分けしたように、市内を西町、高砂、勇払の3つの処理区に分けて下水処理を行っていますが、これらの地区が、行政区域のうち下水道計画の認可を受けている区域であり、面積は5,357.2haでございます。

そのうち、平成21年度末までに整備を終えている区域の面積は4,450haで、前年度と比較し3ha拡大しております。

また、下水道管路延長は、1,379.3kmで、前年度と比較しますと12.2km伸びております。

■下水道の普及状況について

続いて8ページをお開き願います。下水道の普及率を記載しております。本市では市街化区域と市街化調整区域の一部を計画区域として下水道整備を進めており、平成21年度末の下水道普及率は、先ほども申し上げましたが、98.8%の高普及率となっており、全国・全道平均と比べても

高い水準となっております。整備面積及び管渠延長の推移につきましては、「資料編」の7ページから9ページに、また、下水道普及率の推移につきましては14ページに詳細を載せておりますのでご参照ください。

■主な事業について

続きまして、主な事業についてご説明させていただきます。本編の9ページにお戻りください。下水道施設の改築・更新事業の説明をさせていただきます。下水道は市民の快適な生活環境を確保するためのナショナルミニマムとも言われており、その機能停止は決して許されるものではありません。本市においても事業開始から60年近くが経過し耐用年数を超過する施設も増加しつつあることから、将来にわたって安定した事業を継続していくためには適切な改築・更新を行っていかねばならないと考えております。ページ中ほどにあるグラフをご覧ください。管路の年度別整備延長及び累積延長を示しており、棒グラフが単年度の整備延長、赤い曲線グラフで示しているのが累積整備延長となっておりますが、平成21年度末の管路総延長1,379.3kmのうち、布設後50年以上経過している管は約24.6km、30年以上経過している管は約441.3kmとなっており、近い将来、更新時期を迎える老朽管が急速に増えていくことが確実視されております。昨今の厳しい財政状況において、老朽管全てを更新することは到底不可能であると考え、今後につきましては管路内カメラ調査等の積極的な活用により下水道管の状況を適切に把握し、場合によっては更生工法といった工法によって管路の延命化対策を行うなど、計画的かつ最も経済的となる改築・更新を行っていく必要があります。

また、ポンプ場及び下水処理センターにつきましても、機械や電気設備などの日常的な定期点検を行うとともに、管路施設同様、調査等により施設の状況を把握し、処理施設の機能維持のために適切な改築・更新を行っていく必要があります。

■浸水対策事業について

次に本編の10ページをお開き願います。浸水対策事業の説明をさせていただきます。浸水対策事業は、雨水管渠整備を進め、雨水を速やかに公共用水域、即ち河川や海へ放流することによって、大雨による浸水被害から市民生活を守ることを目的とし行っており、主に、住民からの整備要望のある地区や生活道路整備に合わせた管渠整備を進めております。ページ下段の表で示しておりますが、平成21年度末現在、整備を終えている区域の面積は3,456haで、前年度と比較し29ha拡大しており、雨水管渠延長は、660.8kmで、前年度と比較しますと6.7km伸びております。また、近年、市内においてもゲリラ豪雨のような短時間集中豪雨の発生による局地的な道路冠水などの被害が発生しておりますが、雨水ポンプ施設の設置や吐け口改良などの対策により、浸水被害の防止に努めているところでございます。

■合流式下水道改善事業について

次に、本編の11ページから12ページをお開き願います。合流式下水道改善事業の説明をさせていただきます。下水の排除方式には、家庭などから出される汚水と雨水を一本の管で排除する合流式と、それぞれ別の管で排除する分流式の2種類があります。

本市は事業開始当初は合流式で整備を進め、その後、国の指導により分流式へと整備方針を変更し現在に至っており、下水道計画の認可を受けている区域である5,357.2haのうち、824.1haが合流式下水道の区域となっております。

合流式下水道は、雨天時に下水処理センターで処理しきれない下水を河川や海へ未処理放流する仕組みであることから、公共用水域の水質への影響などが全国的に問題となり、特に、平成13年頃、お台場海浜公園辺りでオイルボールと呼ばれる、臭いを発する物体の浮遊が問題となり、その対策を図るため、国は下水道法施行令の一部を改正し、改善のための「当面の目標」を平成25年度末までに達成するよう義務付けを行いました。「当面の目標」は3項目あり、1つ目の目標は汚濁負荷量の削減、2つ目の目標は全ての吐き口で未処理放流の回数を半減する、3つ目の目標は全ての吐き口で夾雑物（ごみ）の流出を防止する、となっております。本市では、長期的な目標として合流式下水道区域の完全分流化を目指し事業を進めておりますが、目標達成には長い期間と多額の費用がかかるため、平成16年度に法遵守のための「合流式下水道緊急改善計画」の策定を行い、平成25年度末までに「当面の目標」を達成すべく、合流区域の一部分流化や管内貯留堰の設置、吐き口へのスクリーン設置などの対策を行っております。管内貯留堰やスクリーンの仕組みにつきましては、11ページに略図を記載しておりますが、管内貯留堰は雨天時に既設合流管に合流下水を一時的に貯留させる施設であり、また、スクリーンは合流区域の雨水吐き口からの夾雑物（ごみ）の流出を防止する施設でございます。いずれも「当面の目標」を達成するためには必要不可欠な施設であります。なお、合流式下水道緊急改善事業の整備実績につきましては資料編の16ページに記載しておりますのでご参照願います。

■下水道資源の有効利用について

続きまして、本編の13ページから14ページをお開き願います。下水道資源の有効利用について説明させていただきます。近年、地球温暖化防止の観点から下水道資源の有効利用が注目されております。本市では、各下水処理センターから発生する汚泥を西町下水処理センターに集約し、一括処理を行っておりますが、そこで発生する消化ガス及び、処理された脱水汚泥につきまして有効利用を行っております。

消化ガスの利用量につきましては13ページに表を示しておりますが、平成21年度の発生量は約243万 m^3 であり、そのうちの約90.6%にあたる約220万 m^3 を下水処理センター内の暖房や消化槽の加温用のボイラー燃料として、また、ガス発電機の燃料として有効利用しております。利用割合といたしましては、ボイラー燃料に55.9%、ガス発電機の燃料に34.7%となっております。13ページの下にガス発電機の写真を掲載しておりますが、こちらは平成17年度から5台稼働しているガス発電機でございます。ガス発電機の導入効果といたしましては、西町処理センターで使用する電力量の削減に限らず、消化ガスのカーボン・ニュートラルな特性から CO_2 の削減にも寄与しており、年間の CO_2 削減量は約890トンとなっております。この CO_2 量は一般家庭約90世帯が1年間に排出する CO_2 量に相当します。

脱水汚泥の有効利用につきましては、14ページに実績を記載しておりますが、平成21年度に発生した脱水汚泥は8,059トンで、その利用内訳といたしましては、緑農地利用に4,478トン、コンポスト化に1,645トン、セメント原料に936トン、民間肥料化に1,000トンとなっております。全量を有効利用しております。

この中のコンポスト化についてでございますが、コンポストは平成13年度から、勇払下水処理センターにあるコンポスト製造施設で製造、商品化を行っており、商品名を「どーむ」と名付け、14kg入り1袋100円で市民の皆様への販売を行っております。

■管路施設の維持管理について

続きまして、本編の16ページをお開き願います。管路施設の維持管理について説明させていただきます。下水道管は下水道処理区域内のほぼ全域に整備されており、市内には約3万3千個（平成20年末で3万3,451個）のマンホールが設置されておりますが、これら下水道管やマンホール等の機能を維持するため、管路内の定期的な清掃やテレビカメラを用いた調査を行っております。調査の結果、不具合があった場合は、都度、改良・補修などを行っており、また、調査結果につきましても、今後の改築・更新を行う際の重要なデータとして活用されます。

■排水規制について

続きまして、本編の21ページをお開き願います。排水規制について説明させていただきます。下水道は一般家庭からの生活排水の他に工場や事業所などの排水も受け入れております。ページ中ほどに主な規制項目を記載しておりますが、下水道管を詰まらせる物質や下水処理センターの機能を低下させる物質、有毒ガスを発生する物質などが流れ込まないように、工場や事業所からの排水は下水道法や市の条例によって厳しい規制を行っており、場合によっては有害物質を取り除く「除外施設」の設置を義務付けるなど、水環境保全のため、水質管理に努めているところでございます。

以上、簡単に下水道事業の概要をご説明いたしました。厳しい財政状況の中でも、下水道事業を将来にわたり安定的に継続し、市民の生活環境を維持していくことを最低限の責務と考え、今後も鋭意事業を進めてまいりたいと考えております。

■財政状況について

次に、下水道事業の財政状況についてご説明いたします。本編の23ページをお開きください。一般的には、下水道は施設型の事業と言われ、その建設のためには多額の資金が必要となりますが、国の補助金、企業債の借入れ、土地所有者等からの受益者負担金、市費などを財源としております。また、下水整備の進展に伴い拡張した施設の維持管理費などについては、下水道使用料や市費などで賄われております。

概要の各種データ・資料編の12ページから13ページに各年度の建設事業費の推移、17ページに財源内訳、また、維持管理のための経費と収入を表した収益的収支の推移について記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

■決算状況について

次に、資料編18ページの予算、決算の状況についてですが、先ほど水道事業会計でご説明いたしましたとおり、平成21年度決算委員会が終了しておりますので、お手元に配布しております別紙資料「平成21年度下水道事業会計決算の概要」でご説明いたします。

はじめに、「収益的収支」ですが、これは経営状況を表しておりますが、収入の主なものは、下水道使用料や一般会計からの繰入金など40億9,436万8千円、支出は施設の維持管理費や人

件費、国からの借入金利息など35億8,723万5千円で、この差引から消費税を除いた純利益は、4億4,953万2千円となっております。

次に「資本的収支」では、これは設備投資を表しておりますが、収入は国からの借入金など25億5,533万2千円で支出は配水管や施設整備費、国からの借入金の元金償還などで、45億2,991万6千円となり、消費税を除いた収支差引きは、19億1,698万3千円の資金不足が生じております。なお、この資金不足を補う財源といたしましては、20年度の純利益4億1,851万8千円その他、内部留保資金で補っております。

以上の結果、平成22年度への繰越額は、4億2,379万1千円となっております。

次に、下水道使用料ですが、本編の22ページに記載しているとおりですが、平成6年4月に料金改定を実施し現在に至っております。

先ほど、財政状況や先延ばしできない事業が山積していることなどご説明いたしましたが、繰越資金が年々減少しており、今後一般会計からの繰出金の増額を見込めない状況が続いた場合、使用料改定を検討していかなければならないものと考えておりますが、当面は、支出の抑制のために、さらなる経費の縮減は勿論のこと、収入確保については、状況に応じて、資本費平準化債の借入れなど、企業として効率的、効果的な事業を展開していくため十分検討し、最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、下水道事業の概要について、説明を終わらせていただきます。

市営バス事業の概要説明

【交通部長】

それでは、市営バス事業の概要につきまして、水色の冊子の「とまこまい市営バス 平成22年版事業概要」で、ご説明申し上げます。

■事業のあらましについて

2ページをお願いいたします。「2 事業のあらまし」でございますが、市営バス事業の、事業区域は、乗合バスは苫小牧市行政区域内でございます。貸切事業は、苫小牧市及び隣接市町となっております。

乗合の免許キロは184.27kmでございます。系統は乗合で76系統23路線、車両数は95台、乗合で90台、貸切で5台でございます。輸送人員は平成21年度実績で387万人、乗合で377万2千人、貸切で9万8千人でございます。

■事業のあゆみについて

4ページをお願いします。「3 事業のあゆみ」でございますが、市営バスは、昭和25年8月に乗合バスの営業を開始しまして、今年で創業60周年になります。60周年記念事業といたしまして、記念のトマッピーカードの発売や親子ふれあい施設見学会を実施いたしました。

年間の乗合人員は、昭和53年1,467万人のピークに対しまして、平成21年度は377万人とピーク時の4分の1の乗客数となっております。

これまで、経営の効率化のために、路線の見直しをはじめ、ワンマン化や運転手の嘱託化、一部民間委託などを進めてまいりましたが、将来的に経営の好転は見込めず、平成19年度から平成2

3年度までの新経営5カ年計画では、平成24年度からの全面民間移譲を前提として、利用者の利便性を確保しながら、単年度収支の黒字により不良債務の削減を図ってまいりました。

それらにつきましては、これまでも議会、公営企業調査審議会、まちかどミーティングなどにおいてもご説明してきたところでございます。

また、昨年は、平成24年度から全面民間移譲を行なう事業者を道南バスに決定し、現在、移譲に向けて種々協議を行っているところでございます。

■組織について

11ページをお願いします。「4 組織」でございしますが、交通部は、1部2課となっております。課は総務課、輸送課の2課体制でございします。係は総務課で総務係、財務係、整備工場、輸送課では営業係、輸送係、営業所は駅前営業所と錦西営業所となっております。

■平成21年度 路線別収支状況について

20ページをお願いします。「平成21年度 路線別収支状況」でございしますが、収支率が一番良い路線は上から3番目の03番鉄北北口線でウトナイ団地から交通部・駅北口を経由してアルテンまでの路線でございします。この路線の収支率は100.8%となっております。逆に収支率が最低の路線は下から2番目の41番錦西うぐいす団地線で錦西営業所から西インターのそばにあります北錦岡前までを運行する路線でございします。この路線の収支率は7.7%となっております。全体の収支率は65.4%でございします。

■営業状況について

28ページをお願いします。「8 営業状況」でございしますが、営業状況の平成21年度の乗車人員についてですが、中ほどの表で現金での乗車人員が97万6,255人で25.88%、回数券では107万6,210人で28.53%、老人・身障乗車券では、117万9,831人で31.28%、通学定期では28万6,295人で7.59%、通勤定期では25万3,163人で6.71%、合計で377万1,754人となっております。

■平成21年度決算概要について

次に、別冊で配布しております資料の1ページの「平成21年度決算概要（経営健全化計画との比較）」につきましてご説明いたします。

市営バスでは、これまで平成19年度からの新経営5カ年計画に基づき経営の健全化を図ってききましたが、平成21年度から全面施行されました国の財政健全化法による経営健全化の判断基準が同法で定める基準以上でありましたことから、平成21年度を初年度とした経営健全化計画を策定しなければならないこととなり、昨年度、策定し議会の承認を得て、国へ報告いたしました。

本日は、平成21年度の決算と計画を比較しながら、ご説明いたします。

表の中ほど、平成21年度の決算額と計画の比較で、増減A－B欄を中心にご説明いたします。

収益的収入の計では725万1千円、計画を上回った収入となっておりますが、主な収入増の理由といたしましては、最終的に乗合収入が475万3千円の増によるものでございします。

収益的支出の計では、2,754万円、計画より少ない決算となっておりますが、職員給与費、燃料油脂費(軽油代)などの減によるものでございします。

また、資本的収支につきましては、ほぼ計画どおりの決算となっており、最終的に資金不足額（不良債務）は1,473万3千円、計画より上回って解消しております。

従いまして、財政健全化法により経営健全化判断基準となっております資金不足比率は、21年度の計画値28.0%より2.1ポイントさらに改善いたしまして、25.9%となっております。

平成22年度、平成23年度は、計画値を記載しております。

2ページには、所定の様式に沿って作成いたしました財務諸表を掲載しておりますので、後ほどご参照願います。

3ページには、本年2月に締結いたしまして、議会へも報告いたしておりますが、平成24年4月1日から苫小牧市営バスの路線を道南バスに移譲する旨の基本協定書を添付しております。

4ページには、民間移譲に向けてのスケジュールを記載しております。すでに、平成24年度からの全面民間移譲に向けまして、道南バスと協議は進めておりますが、今後、市議会あるいは関係機関に対しまして市営バス事業の廃止や会計閉鎖の届出など事務的な作業を進めてまいります。

以上簡単でございますが交通事業の説明を終わらせていただきます。今後も法の精神でございまず効率性の追及と公共福祉の増進のため、利用者の皆様の安全輸送、利便性の向上を目指して事業を進めてまいります。

★質疑

○後藤委員

答申書の中身は、使用水量の少ない方への不公平感の是正ということで提出した。

しかし、議会の中で質問として、使用水量の少ないではなく、使用水量の多い世帯の不公平感を是正してはどうか、という意見があったようだ。今後、継続審議で議論をし、来年の8月頃には料金改定ができるのではないかとということだが、答申内容と議会の議論の方向性が違うように思うのだが。参考として答申書を出したが、答申の中身と議員さんの意見に隔たりがあるように感じる。提案内容が変わったのか。また、議員さんの質問には、他にどのようなものがあったのか。

○上下水道部長

使用水量の多い世帯との記述があったとのことですが、基本水量内の世帯が33%あるうち、その8トン以内の中で多いところはどこなのかという質問がございました。2か月にすると16トンのうち、15や16に集中しているのであれば、その部分の人たちに恩恵を与えてはどうかという意見でした。このことにつきましては、その部分の恩恵を厚くすれば、水道の収入が落ちてしまうという説明資料をつけて話し合いをすることになっています。現在のところ、答申時と同じ内容で進めております。

他の質問としては、帯広市では、地下水に移行する大型店等が多く、年間2億円の減収となっているが、苫小牧は大丈夫なのかという質問がありました。水を多く使う商業施設等では、自分で地下水を掘り、自分で適正な水質に処理をして使うということですが、苫小牧市でも雪崩現象的に移行していけば、同じように減収して、経営の危機を招くのではないかと心配されております。今、

市議会には1パターンでお示ししていますが、判断のために2～3パターンなど選択肢を増やしてほしいと言われていました。今のところ、2月議会の前の1月に建設委員会の場で資料を増やし審議をする予定です。

○南間委員

自動車運送事業の特別収支について、経営健全化計画の決算概要の表にある収益的収支の中の特別利益とはどのようなものか。

また、健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額、健全化法施行令第16条に規定した資金の不足額とは、解消不能資金不足額として解釈してよろしいか。

それから、この資金不足額は、民間移譲後、どのように処理していくのか。

○交通部長

特別利益とは何かとのことでしたが、一言で言いますと、市営バス事業の単年度赤字額を一般会計である市民の皆様の税金から補填していただいている額ということです。収支の中身につきまして、決算額のA欄で説明しますと、バス事業の営業収益は、9億1,649万6千円となっております。営業費用は13億9,289万8千円、従いまして営業収支は4億7,640万2千円の赤字となっております。営業外収益は一般会計との間で一定のルールに基づいて、市から毎年いただいているお金のことです。2億1,866万3千円、それに営業外の費用2485万4千円かかりますので、経常収支としましては、2億8千259万3千円の赤字となっております。それを解消するために特別利益として、一般会計から赤字補てんとして3億5,454万円最終的に純利益としては、7,149万の単年度としては黒字となっておりますが、市民の税金をいただいて黒字にして、資金不足額である借金を少しずつ減らしているということです。

資金不足額とは借金の額でございます。規則6条に規定する解消可能資金不足額とは、建物を建てる際に起債を借るのでありますが、減価償却額と、実際の償還額の間に差があるので、耐用年数40年や50年のものを30年で償還したことになるれば、早めに借金を返したことになり、その分、多めに起債を返しているということで、その分を多く市営バスが負担しているということですから、それは実際の今ある借金を減らすことが可能ですので、法律ではそのように決まっております、解消可能資金不足額は1億3,922万8千円となっております。実際の法でいうところの資金不足額は2億4,550万現在あるということになります。

平成23年度まで直営で運営しますが、資金不足額がゼロになることはないとみております。我々としては、最終的な借金の額としては、市営バスは建物など資産がございますので、その資産を売却して売却収入で資金の不足額を解消しようという計画で考えてございます。

○後藤委員

バス事業について、基本協定書の中で第2条に、現行の路線、運賃体系はそのまま維持をするという協定内容になっているが、移譲したからといってすぐに黒字経営になることはないと思うが、現行の運賃体系、路線を維持するため、市として年間にどの程度の補助をすると考えているのか。

また、道南バスは民間なので採算を求めると思うが、札幌の例のように採算が取れない場合、撤

退することは可能なのか。

○交通部長

平成24年度から道南バスに全路線を移譲することになります。路線の維持は、行政として責任を持つと市民の皆様にお約束しておりますので、路線の維持にあたり必要な財政的な支援はしていかなければならないと思っています。

道や国にも路線の維持に対する補助制度があるので、それも使っていただきます。道の補助制度は3分の1が道で、3分の2は市が出すので、その負担分もごさいます。国や道の補助対象にならない路線もあり、その部分については、市の独自の制度を制定するように考えております。その補助制度については現在検討中のごさいますので、どの程度の補助制度を作るかということにもよりますし、平成24年度以降、道南バスが実際運行して、どの程度の採算になるかも関係しますので、現状では補助額、支援額がどの程度になるのかはお示しすることができませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

3年間バス路線、サービスを原則維持するというご約束しておりますが、それ以降のこともお話しております。利用者は毎年減っており、全国的にもその傾向があることから、この後も歯止めをかけることは大変難しく思っておりますので、バス事業は大変厳しい状況になるかと思ひますが、経営の観点から路線の見直しなどの話が出てこないとは限りません。

我々はそうしたことを市民の皆様を含めて話し合う場として、今考えておりますのが、市と道南バスと利用者である市民の代表者でバス運行連絡協議会を設置し、サービスの変更のときには、室蘭運輸支局への手続きの前に、市民を交えた話し合いの場を持ちたいと考えております。

今ある路線の廃止が絶対ないとは言ひ切れませんが、利用者がピーク時の4分の1になり、現在は370万人となっています。この中の半数以上の利用者は、お年寄り、障害者の方、ご婦人の方、学生さんなどの自分で移動する手段を持たない交通弱者であります。公共交通機関であるバスがなくなれば生活そのものが成り立たないという人たちが、利用者の半数でありますので、公共交通機関はなくせないという立場でございます。路線として維持することが難しいのであれば、市で補助制度に基づき支援をいたしますし、支援の額があまりにも大きくなるようであれば、コミュニティバスや福祉バスというような形で市民の足を守るという方法もありますので、そこに住んでいる方々の生活を守るための最善の方法は何かということをお市民のみなさんと市が協議していくことになると思ひます。

○松本委員

道南バスへの移譲では、3年間は現状維持が基本となっているが、現状が一番いいとは限らず、状況が3年間で変わってくる可能性がある。新しいスーパーマーケットなどがたくさんできるかもしれない。現状維持が原則だが、必要があれば新しい路線を開設するなど、今より良い方向へ改善するための歯止めはできているのか。

○交通部長

道南バスとは、平成23年度のダイヤを原則として、3年間維持していくという協定を結んでお

ります。採算の合わない路線が減らされるのではないかという心配の声がありましたので、最低3年間は維持しますということ協定の場で約束しました。3年間一切手をつけないのが一番いいのか、ということではない。我々も、市民の皆様の要望や、バスカードシステムを採用して、どこのバス停で乗り降りしているかを把握しているので、乗客の利用動向と市民の要望を合わせて、増便や減便など、見直しを毎年行っています。当然、大型店ができた、公共施設が移転ですとか、病院が変わったなどにより、市民の要望は変わります。そのような要望に柔軟に対応し、路線を見直すことがサービスの観点から最も大事だと思いますので、3年の間であっても、市民の要望が直接道南バスに行くかもしれませんし、公共交通に関する市民の窓口を市に設置しますので、市へ直接要望をいただければ、先ほど申し上げました協議会の中で、道南バスに提案し、路線の見直しをしていただくという締結の内容になっております。3年間維持するというのは移譲後すぐに大幅に路線やダイヤが変更すると、市民の皆様が混乱しますので、3年間は市営バスがやっている内容でやっていただきたいと話をしておりますが、その中であっても、必要に応じて微調整は行っていくということです。

○後藤委員

10月に札幌のどこかから、バスのアンケート用紙が送られてきた。1世帯2名ということ来ていて提出したが、市で委託していたものなのか。

○佐々木総合政策部長

昨年総合政策部が担当し、公共交通活性化協議会というものを行っております。平成24年度の市営バスの民間移譲を契機として、これからの苫小牧市の公共交通をどのようにしていったらいいのかを移譲前に計画を立てようということで行っている作業でございます。その中で、パーソントリップ調査ということで、市民がどこからどこへ、何を目的にどういう手段で動くのかということ調査する項目がございました。バスに乗っている方にアンケート調査をしたり、地域で直接お伺いしたり郵送したりしながら、その人たちが普段、どういう手段でどこへどういう風に動いているのかを調査しました。市営バスが調査をしていたというわけではありません。また、同時期に国土交通省でも同じような調査を行っていたようなので、おそらく後藤委員のところに行ったものは、私どもの公共交通会議の調査か、国土交通省の調査のどちらかのご協力依頼だったと思います。

★閉会

【松原会長】

それでは、本日の審議会は以上で終了させていただきます。ありがとうございました。